

# 「川崎市シェアサイクル事業」仕様書

## 1 事業目的

本市では、身近な地域交通における移動環境の充実を目指し、移動手段の一つとして便利で利用しやすいシェアサイクルの利用・普及促進に向け、公共用地等を活用した実証実験を行い、その結果、主に駅・公共施設等への移動に多く利用され、アクセス性・利便性の向上等の効果が確認できました。

実証実験の結果を踏まえ、より多くの皆様に御利用いただくため、令和4年度から本格運用として「川崎市シェアサイクル事業」を実施します。

## 2 実施期間

協定締結日から令和9年（2027年）3月31日まで（約5年間）

[事業開始は令和4年7月からを予定]

## 3 実施場所

- ・ 実証実験における8エリア（殿町・大師河原エリア、川崎駅周辺エリア、新川崎・鹿島田駅周辺エリア、武蔵小杉駅周辺エリア、武蔵溝ノ口駅周辺エリア、鷺沼・宮前平駅周辺エリア、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺エリア、新百合ヶ丘駅周辺エリア）（駅を中心に概ね1.5km）の実施を基本に市域全体を対象とします。
- ・ 市域全体での事業実施を要件とし、部分的なエリアのみでの事業実施は認めません。

## 4 費用負担

- ・ 本事業の運営に要する費用は、全て事業者負担とし、本市は、補助金、委託料、その他一切の費用を負担しません。
- ・ また、公共用地のサイクルポートの設置に係る費用については有償とします。  
（公共用地の貸付費用の目安：月あたり1ラック（1.2㎡）600円～1,000円、ただし、地価の変動にあわせ、費用が変動することがあります。）
- ・ なお、多摩川河川敷を含めた公共用地の貸付費用については、別途、事業者選定後、本市との協議により詳細を定めるものとします。
- ・ 利用料金等で得られた収入は、すべて事業者の収入とします。
- ・ 資金調達、物価・金利の変動、需要の変動等の事業実施に伴うリスクについては、すべて事業者の負担とします。
- ・ 本事業の運営において、シェアサイクルの利用者又は関連する第三者に損害を与えた場合に関する賠償費用については、事業者の負担とします。

## 5 役割分担

### (1) 川崎市

- ア 事業全体の総括
- イ サイクルポート用の公共用地等確保の協力（各管理者との事前協議調整等）
- ウ 関係事業者（交通事業者、地元自治会等）との調整協力
- エ 広報啓発活動の支援（本市ホームページ等）
- オ 効果・課題等の検証

### (2) 事業者

- ア 事業の運営主体
- イ 施設及び器材（自転車、サイクルポート等）の整備・維持管理と事業終了後の原状回復
- ウ 事業の運営（利用者の募集・登録、料金徴収、自転車の回収・再配置、苦情対応等）
- エ 違法駐輪対策
- オ サイクルポート用の公共用地等の確保（使用承認・占用手続きを含む）
- カ 公有財産以外でのサイクルポートの確保
- キ 関係事業者（交通事業者、地元自治会等）との調整
- ク 利用者への周知・広報・利用率向上に向けた取組
- ケ 行政課題解決に向けた取組
- コ 本市の必要とする各種データ（集計・加工を含む）の本市への提供
- サ 満足度や交通行動の変化等に関する利用者へのアンケート調査の実施
- シ 事業報告

### (3) その他

上記以外は協議を行い、決定します。

## 6 事業規模の提案の詳細

事業規模は、以下（１）～（５）によるものとし、具体的なサイクルポート箇所数、駐輪台数、自転車台数は事業の目的を踏まえて提案してください。

- (1) 事業の目的が達成できる規模のサイクルポート、駐輪台数を確保・設置してください。
- (2) 実証実験時の事業規模（公共サイクルポート 114箇所 841台（ラック数）（「川崎市シェアサイクル事業公共用地等サイクルポート設置箇所一覧」を参照）、民間サイクルポート 96箇所（自主的な設置））合計市域全体 210箇所の実施を基本とします。
- (3) より多くの方の利用に資する上記（２）の事業規模を基に、新たなエリアの追加、民間及び公共用地を活用したサイクルポートを拡充する事業規模を提案してください。
- (4) 民間サイクルポートの設置については、事業者が土地所有者等と協議を行った上で、自主的かつ積極的に確保してください。
- (5) 設置するサイクルポートの駐輪台数に見合った自転車台数を提案してください。

## 7 サイクルポートの設置について

### (1) 新たな公共用地の活用を提案する場合の要件

- ア 公共用地の対象は、不特定多数の方が利用可能な施設等が対象となります。  
(保育園や小・中学校、高齢者施設など特定の方が利用する施設は対象外)
- イ 地域特性等を考慮し、より多くの方が利用可能となるよう設置場所を検討してください。
- ウ 応募時点において、新たな公共用地の活用を提案された場所は、あくまで候補地となるため、必ず設置できるものではありません。
- エ 設置にあたっては、安全面や利用の妨げとならないことなどを考慮し、施設管理者及び周辺地域との協議・合意のもと設置するものとします。
- オ 審査までの間に、本市において施設管理者との事前協議を行い、設置の基本的な方向性を考慮した上での審査となります。

### (2) 公共サイクルポートの設置・運営方法

- ア 実証実験時の既存サイクルポートは、利用者の利便性が極力低下しないよう順次入替えを行い、速やかに運用開始するものとします。
- イ 実施期間中、公共サイクルポートについて、施設の利用者に対して支障が生じた場合や、当該施設の運営に支障が生じた場合には、公共用地等の使用中止（公共サイクルポートの使用の中止）を命ずることがあります。また、当該施設において、工事やイベント等の開催を理由として、一時的に公共サイクルポートを撤去する必要がある場合には、事前に本市と事業者で協議を行うものとします。
- ウ 事業実施期間中に本市から、今回提示する公共サイクルポート以外で利用ニーズ等を踏まえ新たな公共用地等のサイクルポートの設置を依頼する場合には設置の協力を努めるものとします。
- エ 本市からの提案により設置したサイクルポートについて撤去する必要がある場合の対応については別途協議します。

### (3) 民間サイクルポート

- ア 事業者の持続可能な運用に寄与するため、活用する民間サイクルポートについては、事業者が土地所有者等と協議を行った上で、自主的かつ積極的に確保することとします。
- イ 「川崎市自転車等駐車場の附置等に関する条例（平成17年川崎市条例第19号）」及び「川崎市民間自転車等駐車場整備費補助金制度」に基づき、整備された駐輪場については、サイクルポートとしての利用は不可とします。

## 8 利用者のサービス向上

本市の特性や利用ニーズを考慮した一層の利便性向上、新規登録者を増やすサービス等、利用促進に向けたサービスを提供してください。

## 9 利用促進に向けた広報・啓発

利用者の利便性向上、事業の利用促進のため、登録方法についてのチラシやポート案内地図の作成、専用ホームページを準備するなど、積極的な広報周知活動を実施してください。

## 10 地域貢献・交流等

- (1) オペレーションスタッフとしての市内居住者の雇用や、運営組織の中に市内事業者を組み入れるなど、本市の経済活性化につながる取組を実施することとします。
- (2) 本市の特性、利用ニーズを踏まえ、地域雇用や地域イベント等、地域への貢献・交流等に寄与する取組を実施することとします。

## 11 運営方法

- (1) 事業の運営にあたっては、組織化された運営体制を確立し、適切な人員を配置してください。
- (2) 放置自転車対応
  - ア 利用者に対して、自転車を放置しないよう周知徹底するとともに、放置が確認された場合は、事業者が速やかに回収することとします。
  - イ 川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号）第10条及び第11条の規定により、事業に使用する自転車が移動・保管された場合の費用は、事業者の負担とする。なお、当該負担を利用者に請求する場合に生じる紛争については、事業者が責任を持って対応処理することとします。
  - ウ 目的外駐輪対応  
サイクルポートに本事業と関係ない自転車が駐輪されないよう配慮するとともに、駐輪されていた場合は早期に適切な対応を行うこととします。
- (3) マナー啓発活動  
利用者への自転車利用ルール・マナー啓発を積極的に行うこととします。
- (4) 事故・トラブル時の対応、問い合わせ対応
  - ア 事故・トラブル時の対応  
事故・トラブル等が生じた場合は、速やかに対応処理することとします。  
また、公共サイクルポートにおいて、第三者から本事業に関連する苦情等が発生した場合は、事業者が責任をもって対応処理することとします。

#### イ 問い合わせ対応

利用者からの問い合わせに 24 時間対応できるよう、コールセンター等を設置することとします。

また、営業時間外についても、事故等緊急時の対応のため、常時連絡・対応可能な体制とすることとします。

#### (5) 利用者の安全対策

##### ア 防犯登録・盗難対策

自転車には防犯登録を行うこととします。また、盗難対策を講じることとします。

##### イ 保険加入

利用者のケガの補償や損害賠償事故（対人、対物）の補償のため、保険に加入することとします。

#### (6) 個人情報管理

利用者の個人情報は、川崎市個人情報保護条例（昭和 6 0 年川崎市条例第 2 6 号）等の法令の規定を遵守し、適正に管理してください。

## 1 2 利用方法の詳細

(1) 原則いつでも、どのポートでも自転車の貸出し・返却が可能となるシステムとすることとします。

#### (2) 利用料金

利用料金の仕様は、以下ア～ウによるものとし、具体的な利用料金の仕様は、事業の目的を踏まえて提案してください。

ア より多くの方に利用してもらえるよう、個人利用、法人利用、一定時間での利用や一日単位での利用など、多くの方が利用しやすい適切な料金を工夫し設定してください。

イ 利用者にとって利便性の高い決済方法とすることとします。

ウ デポジット料金を徴収する場合は、事業期間の終了等を理由として、利用者が解約を希望する際に、利用者の求めに応じて料金を確実に返金してください。

#### (3) 利用時間

原則として、全日全時間（年間 365 日・1 日 24 時間）の利用が可能とすることとします。ただし、サイクルポートの設置施設に閉場日・閉場時間があり、サイクルポートの利用ができない場所では、当該閉場日・閉場時間に合わせて利用予約制限を設定することとします。

(4) 市民、来街者、外国人など誰もが使いやすいシステムとし、登録～利用～決済まで簡易で分かりやすいものとしてください。

(5) 利用登録後は速やかに利用できるシステムとすることとします。

(6) サイクルポートの方式（有人・無人・併用等）については、指定せず、事業者の提案事項とします。

### 1 3 維持管理の詳細

#### (1) 自転車の仕様

自転車の仕様は、以下ア～オによるものとします。

- ア 制御装置（ブレーキ）や警音器を備え付けるなど、道路交通法等の関係法令に適合した車両を使用することとします。
- イ 幅広い世代で利用可能なものとし、安全性、操作性、耐久性の高いものとします。
- ウ 地域の景観との調和を考慮するなど、デザイン性に富んだものとします。
- エ 自転車の位置情報が把握できるような機能を搭載してください。

#### (2) サイクルポートの仕様

サイクルポートの仕様は、以下ア～ケによるものとします。

- ア サイクルポートに区画線を引くなど、他の区画と明確に区分し、原則として自転車ラックを設置してください。ただし、施設管理者との協議において、設置が認められない場合は、この限りではありません。
- イ 公共サイクルポートの設置にあたっては、法律・条例・規則・基準等を遵守することとします。
- ウ 放置自転車を誘発しないため、サイクルポート以外で自転車を返却できないシステムとするとともに、サイクルポートには自転車ラック以上の自転車が返却できないような対策を行うこととします。
- エ 公共サイクルポートの設置に関しては、電源が確保されていないため、電気を使用する場合は、事業者において施設管理者及び電力会社と協議を実施し、必要な措置を講じることとします。また、その費用の全てについて、事業者が負担することとします。
- オ 安全性、耐久性の高いものとします。
- カ 地域の施設の景観との調和を考慮するなど、デザイン性に富んだものとします。
- キ サイクルポートには、利用方法、事業者の連絡先などを表示し、利用者が施設管理者等に問い合わせることがないよう工夫してください。
- ク サイクルポートの設置は、大規模な掘削等を必要とせず、極力簡易に設置できるものとします。
- ケ 事業終了後、本事業のために設置したサイクルポート、その他の設備を撤去し、原状回復を行えるものとします。

#### (3) 自転車の再配置

配置した自転車に偏りが生じた場合は、台数を平準化するため、サイクルポート間において自転車の再配置を行うこととします。貸出用の自転車が不足する事態や、満車時に返却できない事態が発生しないよう、工夫してください。

#### (4) 維持管理

##### ア 自転車の維持管理

###### (ア) 自転車のメンテナンス

自転車のメンテナンスについて、自転車安全整備士など技術力のあるものが定期的に行い、利用者が常に安全に利用できるようにしてください。

###### (イ) 感染症への対応

自転車は不特定多数の人が使用するため、利用者に対する周知や自転車の消毒など感染症のリスク軽減の対策を行うこととします。

##### イ サイクルポートの維持管理

サイクルポートのメンテナンスについて、技術力のあるものが定期的に行い、利用者が常に安全に利用できるようにすること。また、サイクルポート設置場所及びその周辺は常に清潔に保ち、定期的に清掃を行うこととします。

#### (5) 効率的・効果的な維持管理・運営の提案

一層の運用コスト削減に繋がる効率的・効果的な維持管理・運営方法等について提案してください。

#### 1.4 事業報告

実施・利用状況、交通データ、その他の事業運営に係るデータを収集及び整理、利用者の満足度や交通行動の変化等に関するアンケート調査を実施し、下表の報告書を本市に提供してください。

報告書	提出時期	内容
定期報告書	実施月の翌月15日 まで	[毎月の実施状況] ・自転車及びサイクルポート状況（登録者情報、利用回数、利用時間、回転数、自転車台数、サイクルポートの設置数及び利用状況等） ・利用者の移動データ（ODデータ等） ・再配置情報（再配置回数、再配置ルート等） ・収支状況 ・利用者の事故や苦情等 ・その他、川崎市が指定する事項
年度報告書	各年度終了後30日 以内	[各年度の実施状況（初年度は事業開始日から年度末まで）] ・同上
最終報告書	事業終了後30日以 内	[事業期間すべての実施状況（取りまとめ）] ・同上

## 15 原状回復

事業終了時は、事業者が自らの費用負担において、公共サイクルポートを使用前の状態に回復してください。

## 16 財産の帰属

本事業において、事業者の負担で構築したシステム、自転車・機器等の財産は事業者に帰属するものとします。